

令和元年度

固定資産に関する概要調書

(平成31年1月1日現在)

静岡県経営管理部市町行財政課

目次

総括

1	令和元年度の概要	1
2	納税義務者に関する調	4
3	土地総括表（県計）	6
4	家屋総括表（県計）	8
5	償却資産総括表（県計）	10
6	令和元年度提示平均価額市町一覧表	12

土地に関する調

1	地目別市町明細表	
その1	一般田	16
その2	介在田・市街化区域田	18
その3	一般畑	20
その4	介在畑・市街化区域畑	22
その5	小規模住宅用地	24
その6	一般住宅用地	26
その7	住宅用地以外の宅地	28
その8	宅地（計）	30
その8の2	宅地（農業用施設用地及び生産緑地地区内宅地を除く）	32
その9	鉱泉地	34
その10	池沼	36
その11	一般山林	38
その12	介在山林	40
その13	原野	42
その14	雑種地	44
その15	合計	46

2 市街化区域農地に関する調

その1	田	48
その2	畑	50
その3	合計	52
3	宅地に関する調（法定免税点以上のもの）（県計）	54
4	負担調整措置等による軽減額に関する調	56

家屋に関する調

1 種類別市町明細表

（木造）

その1	専用住宅	60
その2	共同住宅・寄宿舎	62
その3	併用住宅	64
その4	旅館・料亭・ホテル	66
その5	事務所・銀行・店舗	68
その6	劇場・病院	70
その7	工場・倉庫	72
その8	土蔵	74
その9	附属家	76
その10	木造合計	78

（木造以外）

その1	事務所・店舗・百貨店	80
その2	住宅・アパート	82
その3	病院・ホテル	84
その4	工場・倉庫・市場	86
その5	その他	88

その6	木造以外合計	90
(木造・木造以外)		
その1	合計	92
2	新增分家屋に関する調	
(木造)		
その1	専用住宅	94
その2	共同住宅・寄宿舎	96
その3	併用住宅	98
その4	旅館・料亭・ホテル	100
その5	事務所・銀行・店舗	102
その6	劇場・病院	104
その7	工場・倉庫	106
その8	土蔵	108
その9	附属家	110
その10	木造合計	112
(木造以外)		
その1	事務所・店舗・百貨店	114
その2	住宅・アパート	116
その3	病院・ホテル	118
その4	工場・倉庫・市場	120
その5	その他	122
その6	木造以外合計	124
(木造・木造以外)		
その1	合計	126
3	減少分家屋に関する調	
その1	木造合計	128

その2	木造以外合計	130
その3	合計	132
4	家屋に係る課税標準額等に関する調	134
5	法附則第15条の6等の規定による軽減税額等に関する調	136

償却資産に関する調

1	段階別課税標準額等に関する調（県計）	140
2	決定価格等市町別明細表（法定免税点以上のもの）	142

交付金に関する調

1	市町村交付金に関する調	146
---	-------------	-----

都市計画税に関する調

1	都市計画税に関する調	150
---	------------	-----

記載事項の説明

共通事項

- (1) 「法定免税点」とは、地方税法（以下「法」という。）第351条本文の規定による免税点（土地 30万円、家屋 20万円、償却資産 150万円）をいい、同条ただし書の規定を適用している市町における実際の免税点をいうものではない。
- (2) 「土地に関する調」及び「家屋に関する調」の「単位当たり価格」の欄には、1平方メートル当たりの価格を記載した。

総括

「2 納税義務者数に関する調」

- (1) この調は、固定資産税の納税義務者数を記載したものである。
- (2) 共有の場合は、連帯納税義務者（法第352条の2の場合は、共用土地納税義務者）の数によらず1人とした。

「6 令和元年度提示平均価額市町一覧表」

- (1) この表は法第388条第1項に規定された固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）に基づく令和元年度提示平均価額の一覧表である。

土地に関する調

- (1) 「筆数」の欄には、一つの筆が二以上の地目（小区分を含む。）に該当する場合は、それぞれの区分ごとに1筆として記載した。
例えば1筆の住宅用地が「小規模住宅用地」と「一般住宅用地」とのいずれにも該当する部分を有する場合は、それぞれの区分において1筆として記載した。したがって、各区分の合計は延べ筆数である。
- (2) 「田」の小区分において、「一般田」及び「介在田・市街化区域田」は次により区分した。
ア「一般田」とは、イの「介在田・市街化区域田」以外の田をいう。
イ「介在田・市街化区域田」とは、固定資産評価基準第1章第2節一ただし書又は同章第2節の2の規定を適用して評価した田をいう。
- (3) 「畑」の小区分において、「一般畑」及び「介在畑・市街化区域畑」は（2）の例により区分した。
- (4) 「宅地」の小区分において、「小規模住宅用地」、「一般住宅用地」及び「住宅用地以外の宅地」は次により区分した。
ア「小規模住宅用地」とは、法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地である宅地をいう。
イ「一般住宅用地」とは、法第349条の3の2第1項に規定する住宅用地のうちアの「小規模住宅用地」以外のものをいう。
ウ「住宅用地以外の宅地」とは、法附則第17条第4号に規定する住宅用地以外の宅地をいう。
- (5) 「山林」の小区分において、「一般山林」及び「介在山林」は次により区分した。
ア「一般山林」とは、イの「介在山林」以外の山林をいう。
イ「介在山林」とは、固定資産評価基準第1章第7節一ただし書の規定を適用して評価した山林をいう。

家屋に関する調

- (1) 「棟数」の欄は、物理的な一棟の家屋をもって計算単位とし、区分所有されている場合であっても一棟として記載した。
- (2) 一棟の家屋の主体構造部について木造部分と木造以外の部分があるときは、木造家屋と木造以外の家屋とに区分し、それぞれ該当する表に記載した。
- (3) 「木造以外の家屋」において、一棟の家屋を2種類以上の用途に供している場合は、次により記載した。
 - ア「棟数」は、主たる用途について1棟とし、主たる用途以外へは記載しない。
 - イ「床面積」は、それぞれの用途に係る床面積を記載した。
 - ウ「決定価格」は、当該家屋の決定価格を該当する用途ごとの床面積であん分した。
- (4) 「2 新增築家屋」には、改築家屋は含まれない。
- (5) 「4 家屋に係る課税標準額等に関する調」中、「課税標準の特例により減額になる額」の欄には、決定価格に1から特例率を減じた値を乗じて得た額を記載した。

償却資産に関する調

- (1) 本調は、法定免税点以上の償却資産について記載した（「1 段階別課税標準額等に関する調」を除く。）。
- (2) 「課税標準額」の欄は、法の規定により課税標準額の特例の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定に定める額を、その他の償却資産については法第349条の2に定める額を合計して得た額を記載した。

交付金に関する調

- (1) 「市町村交付金」とは、国又は地方公共団体が所有する固定資産で、国有資産等所在市町村交付金法（以下「交付金法」という。）第2条第1項各号に掲げるものについて、資産を所有する国又は地方公共団体から、資産の所在する市町村に対して交付されるものである。
- (2) 令和元年度分の市町村交付金の対象となる固定資産は、平成30年3月31日現在において国又は地方公共団体が所有するものである。
- (3) 「台帳価格」は、交付金法第7条又は第10条の規定により国又は地方公共団体から所在市町に通知された価格である。
- (4) 「算定標準額」は、算定標準額の特例の適用がないものにあつては台帳価格、算定標準額の特例の適用があるものにあつては台帳価格に資産の区分ごとの特例率を乗じて得た額を記載した。

都市計画税に関する調

- (1) この調は都市計画税を課税している団体について調査したものである。

総括

1 令和元年度の概要

(1) 全般的状況

- ア 固定資産税は、3年に一度の評価替え年度（平成30年度）の翌年（第二年度）に当たり、総評価額（法定免税点未満含む）は32,783,970,211千円（前年度比0.6%増）、課税標準額（法定免税点以上）は20,832,852,729千円（前年度比1.2%増）となっている。
- イ 市町村交付金は、交付金額が1,405,677千円（前年度比1.5%減）となっている。
- ウ 都市計画税は、調定見込額が40,878,868千円（前年度比1.0%増）となっている。

(2) 固定資産税総評価額（法定免税点未満を含む）の動向

総評価額の内訳は、土地は19,215,899,257千円（前年度比0.5%減）、家屋は8,936,522,027千円（前年度比2.7%増）、償却資産は4,631,548,927千円（前年度比1.2%増）となっている。

土地は最近の地価動向を反映し減少となっている。家屋については据置年度のため増加している。

償却資産については、市町決定分は増加し、総務大臣が価格を決定したもの及び都道府県知事が価格を決定したものは減少した。

なお、地方税法743条第1項の規定により大規模償却資産として県知事が価格を決定したものは、平成23年度以降対象資産がない。

(3) 固定資産税課税標準額（法定免税点以上）の動向

課税標準額の内訳は、土地は7,409,434,590千円（前年度比0.5%減）、家屋は8,912,428,970千円（前年度比2.7%増）、償却資産は4,510,989,169千円（前年度比1.2%増）となっている。

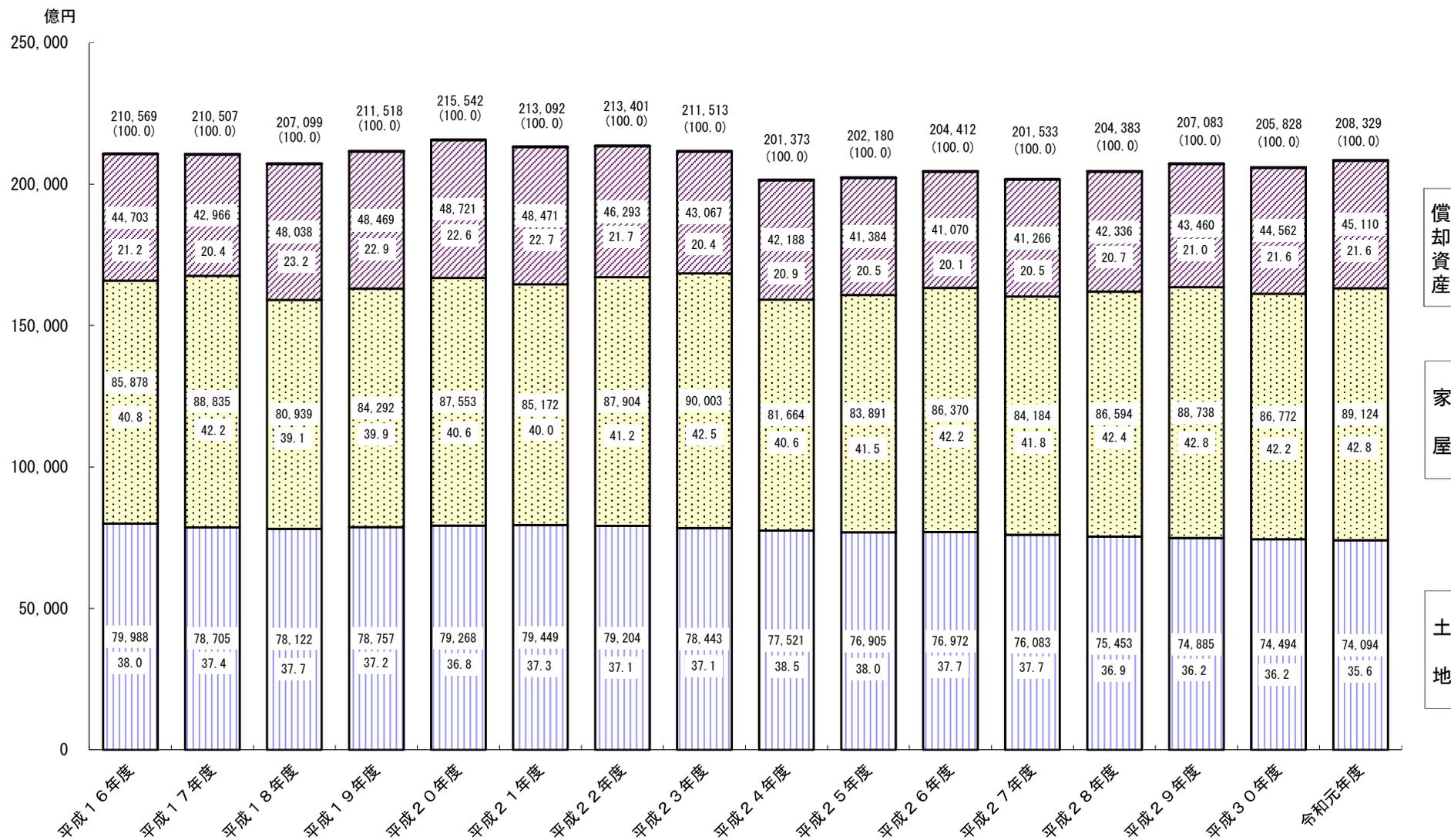
(2) 総評価額(法定免税点未満を含む)の動き

(単位 千円)

区分	年度	(基)H6	構成比%	(基)H9	構成比%	(基)H12	構成比%	(基)H15	構成比%	(基)H18	構成比%	(基)H21	構成比%	(基)H24	構成比%	(基)H27	構成比%	(基)H30	構成比%	R1	構成比%	R1/H30	%
土地	田	1,702,409,943	3.1	1,299,127,010	2.7	997,473,246	2.2	747,132,854	1.9	434,087,739	1.3	349,288,180	1.0	283,656,782	0.9	234,669,192	0.7	199,251,387	0.6	188,740,676	0.6	94.7	
	畑	1,815,132,149	3.3	1,486,233,620	3.0	1,206,684,237	2.7	961,350,662	2.5	710,629,896	2.0	621,354,349	1.8	523,919,514	1.6	446,845,101	1.4	387,490,938	1.2	368,602,287	1.1	95.1	
	宅地	36,176,569,711	65.2	30,569,464,472	62.4	26,955,061,709	60.4	22,583,115,698	57.7	19,096,221,732	54.9	18,948,164,192	54.1	17,910,696,487	54.7	17,401,935,349	53.9	17,260,466,827	52.7	17,188,304,265	52.4	99.6	
	山林	55,561,447	0.1	66,328,500	0.1	65,681,979	0.1	61,216,115	0.2	57,383,836	0.2	52,419,589	0.1	50,656,082	0.2	50,112,822	0.2	49,049,805	0.2	48,428,453	0.2	98.7	
	その他	2,745,170,387	5.0	2,262,735,047	4.6	1,973,943,770	4.4	1,730,548,867	4.4	1,483,193,189	4.3	1,536,797,514	4.4	1,470,415,701	4.5	1,436,631,532	4.4	1,425,368,666	4.3	1,421,823,576	4.3	99.8	
	計	412 42,494,843,637	76.6	346 35,683,888,649	72.8	303 31,198,844,941	69.9	253 26,083,364,196	66.7	211 21,781,516,392	62.6	209 21,508,023,824	61.4	196 20,239,344,566	61.8	190 19,570,193,996	60.6	187 19,321,627,623	59.0	186 19,215,899,257	58.6	186 19,215,899,257	58.6
家屋	木造	2,783,521,124	5.0	2,998,405,587	6.1	2,979,441,499	6.7	2,914,930,430	7.5	2,869,799,955	8.2	2,946,010,692	8.4	2,879,887,837	8.8	2,984,953,501	9.3	3,067,985,699	9.8	3,177,750,277	9.7	103.6	
	木造以外	4,623,022,137	8.3	5,155,358,213	10.5	5,390,497,688	12.1	5,372,311,307	13.7	5,230,625,982	15.0	5,577,423,709	15.9	5,307,724,837	16.2	5,455,618,046	16.9	5,632,985,482	17.5	5,758,771,750	17.6	102.2	
	計	129 7,406,543,261	13.4	142 8,153,763,800	16.6	145 8,369,939,187	18.8	144 8,287,241,737	21.2	141 8,100,425,937	23.3	148 8,523,434,401	24.3	142 8,187,612,674	25.0	147 8,440,571,547	26.2	151 8,700,971,181	27.3	155 8,936,522,027	27.3	102.7	
償却資産	市町長決定分	3,358,542,288	6.1	3,223,494,626	6.6	3,321,926,352	7.4	3,191,659,189	8.2	3,281,693,643	9.4	3,452,176,774	9.9	2,922,023,525	8.9	2,915,748,954	9.0	3,305,869,622	9.8	3,373,823,951	10.3	102.1	
	法第389条関係分	2,190,157,757	3.9	1,949,885,367	4.0	1,748,104,669	3.9	1,558,947,668	4.0	1,646,878,517	4.7	1,518,543,925	4.3	1,404,267,662	4.3	1,343,979,911	4.2	1,272,426,930	3.9	1,257,724,976	3.8	98.8	
	法第743条関係分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,149,383	0.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
	計	129 5,548,700,045	10.0	121 5,173,379,993	10.6	118 5,070,031,021	11.4	111 4,750,606,857	12.1	115 4,928,572,160	14.2	116 4,988,870,082	14.2	101 4,326,291,187	13.2	99 4,259,728,865	13.2	107 4,578,296,552	13.7	108 4,631,548,927	14.1	101.2	
総計	272 55,450,086,943	100	241 49,011,032,442	100	219 44,638,815,149	100	192 39,121,212,790	100	171 34,810,514,489	100	172 35,020,328,307	100	161 32,753,248,427	100	159 32,270,494,408	100	160 32,600,895,356	100	161 32,783,970,211	100	100.6		

(注) 計欄の上段の数値は昭和63年を100とした場合の指数である。年度欄の(基)は、基準年度を指す。

(3) 固定資産税課税標準額(法定免税点以上)の動き



2 納税義務者に関する調

人口：平成31年4月1日現在、住民基本台帳登録人口による

面積：国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」(平成30年10月1日現在)記載による

(*印のついた市町は、境界未定箇所があるため、参考値を記載)

(各市町の値は四捨五入により小数点第二位で表示しているため、各計と市町面積の合計が一致しない場合がある)

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (km ²)	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/km ²)	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
県計	3,714,537	7,777.4	478	1,301,162	196,547	1,104,615	1,253,229	61,526	1,191,703	141,315	80,819	60,496	100	100	98
市計	3,485,591	6,410.3	544	1,191,978	162,821	1,029,157	1,165,975	55,630	1,110,345	130,834	74,588	56,246	100	100	98
町計	228,946	1,367.0	167	109,184	33,726	75,458	87,254	5,896	81,358	10,481	6,231	4,250	100	100	99

1 静岡市	699,946	* 1,411.8	496	214,879	18,870	196,009	217,288	8,831	208,457	21,878	12,964	8,914	100	101	102
2 浜松市	802,728	* 1,558.1	515	256,159	35,464	220,695	260,249	13,975	246,274	30,688	18,015	12,673	101	101	104
3 沼津市	195,039	187.0	1,043	60,620	6,397	54,223	61,834	2,003	59,831	7,466	4,407	3,059	100	100	102
4 熱海市	36,848	61.8	596	18,402	4,211	14,191	27,149	1,188	25,961	2,048	1,302	746	99	100	99
5 三島市	109,965	62.0	1,773	31,398	2,090	29,308	33,906	1,049	32,857	3,174	1,883	1,291	101	101	100
6 富士宮市	132,651	* 389.1	341	57,348	14,951	42,397	45,911	3,638	42,273	5,273	2,961	2,312	100	101	102
7 伊東市	68,861	124.1	555	47,995	10,614	37,381	39,874	1,217	38,657	2,348	1,499	849	99	100	100
8 島田市	98,546	315.7	312	36,337	4,951	31,386	34,590	2,222	32,368	3,642	2,039	1,603	101	101	101
9 富士市	253,410	245.0	1,035	79,714	4,167	75,547	78,146	3,047	75,099	8,508	4,288	4,220	101	101	106
10 磐田市	169,725	* 163.5	1,038	53,773	4,813	48,960	55,545	2,926	52,619	5,993	2,659	3,334	100	101	105
11 焼津市	139,594	70.3	1,985	46,342	3,675	42,667	45,702	1,455	44,247	5,417	3,052	2,365	100	101	102
12 掛川市	117,978	265.7	444	40,253	6,206	34,047	40,226	2,561	37,665	4,610	2,170	2,440	101	101	104
13 藤枝市	144,941	194.1	747	50,557	4,886	45,671	49,032	2,286	46,746	5,782	3,406	2,376	101	101	102
14 御殿場市	88,257	194.9	453	24,208	3,348	20,860	24,768	1,010	23,758	3,239	1,707	1,532	101	101	102
15 袋井市	88,221	108.3	814	26,996	2,905	24,091	26,844	1,044	25,800	2,868	1,417	1,451	101	101	102
16 下田市	21,492	104.4	206	16,046	6,763	9,283	11,137	904	10,233	1,730	1,295	435	100	100	98
17 裾野市	51,707	138.1	374	19,569	2,584	16,985	16,088	538	15,550	1,542	811	731	101	101	101
18 湖西市	59,640	86.6	689	21,083	3,639	17,444	20,149	1,225	18,924	2,559	1,522	1,037	101	101	101
19 伊豆市	30,678	364.0	84	21,017	7,176	13,841	14,998	1,043	13,955	1,761	1,215	546	100	100	99
20 御前崎市	32,541	65.6	496	11,912	2,833	9,079	11,634	719	10,915	1,951	954	997	101	100	108
21 菊川市	48,319	94.2	513	16,188	2,517	13,671	15,721	809	14,912	2,929	1,790	1,139	101	101	104
22 伊豆の国市	48,666	94.6	515	22,995	6,351	16,644	17,679	712	16,967	1,938	1,069	869	100	100	102
23 牧之原市	45,818	111.7	410	18,187	3,410	14,777	17,505	1,228	16,277	3,490	2,163	1,327	100	100	103

区分 市町名	人口 (イ) (人)	面積 (ロ) (千㎡)	人口密度 (イ)/(ロ) (ハ) (人/千㎡)	納税義務者数(人)									法定免税点以上 納税義務者 対前年比(%)		
				土地			家屋			償却資産			土地	家屋	償却資産
				総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの	総数	法定免税点 未満のもの	法定免税点 以上のもの			
24 東伊豆町	12,162	77.8	156	11,543	5,220	6,323	8,279	435	7,844	950	673	277	99	100	102
25 河津町	7,228	100.7	72	5,814	2,554	3,260	3,850	373	3,477	674	500	174	100	100	97
26 南伊豆町	8,268	109.9	75	12,063	7,697	4,366	5,126	634	4,492	863	648	215	100	100	100
27 松崎町	6,602	85.2	77	6,260	3,146	3,114	3,818	626	3,192	532	388	144	99	100	99
28 西伊豆町	7,872	105.5	75	7,455	3,792	3,663	4,802	767	4,035	648	464	184	99	100	95
29 函南町	37,722	65.2	579	17,618	3,204	14,414	14,519	630	13,889	1,009	560	449	100	100	107
30 清水町	32,510	8.8	3,690	8,565	361	8,204	8,782	232	8,550	1,122	542	580	101	101	105
31 長泉町	43,301	26.6	1,626	10,364	1,078	9,286	11,185	165	11,020	1,215	639	576	101	102	101
32 小山町	18,472	* 135.7	136	7,041	1,635	5,406	6,175	295	5,880	704	342	362	101	100	101
33 吉田町	29,636	20.7	1,430	9,754	1,025	8,729	9,485	373	9,112	1,436	707	729	100	101	110
34 川根本町	6,789	* 496.9	14	4,858	2130	2,728	3,781	706	3,075	499	336	163	100	99	98
35 森町	18,384	133.9	137	7,849	1,884	5,965	7,452	660	6,792	829	432	397	100	100	99

3 土地総括表(県計)

※一部市町において、非課税雑種地の用地区分の集計不能により、非課税雑種地の地積(イ)及び筆数(リ)欄について、「その他」として回答。

区分 地目		地積					決定価格					
		非課税地積 (㎡)(イ)	評価総地積 (㎡)(ロ)	法定免税点 未満のもの (㎡)(ハ)	法定免税点 以上のもの (ロ)-(ハ) (㎡)(ニ)	(ロ)の 構成比 (%)	総額 (千円)(ホ)	法定免税点 未満のもの (千円)(ヘ)	法定免税点 以上のもの (ホ)-(ヘ) (千円)(ト)	(ト)に係る 課税標準額 (千円)(チ)	(ホ)の 構成比 (%)	
田	一般田	10,732,623	265,822,800	16,355,005	249,467,795	6.5	27,045,724	1,609,664	25,436,060	25,367,656	0.1	
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在田・市街化区域田	440,001	7,649,766	36,024	7,613,742	0.2	161,694,952	121,381	161,573,571	53,893,867	0.8	
畑	一般畑	19,725,667	575,334,338	48,908,808	526,425,530	14.1	31,987,021	2,461,570	29,525,451	29,502,924	0.2	
	勧告遊休畑	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	介在畑・市街化区域畑	215,913	16,270,092	161,603	16,108,489	0.4	336,615,266	568,025	336,047,241	111,974,040	1.7	
宅地	住宅用地											
	小規模住宅用地		228,856,101	3,713,454	225,142,647	5.6	8,677,542,888	29,750,191	8,647,792,697	1,440,433,624	45.2	
	一般住宅用地		121,060,878	929,647	120,131,231	2.9	2,908,346,266	3,417,308	2,904,928,958	967,787,231	15.1	
	商業地等(非住宅用地)		215,901,165	414,303	215,486,862	5.3	5,602,415,111	2,555,465	5,599,859,646	3,782,648,995	29.2	
	計	32,949,421	565,818,144	5,057,404	560,760,740	13.8	17,188,304,265	35,722,964	17,152,581,301	6,190,869,850	89.5	
	塩田	7,923	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	
	鉱泉地	1,005	6,799	223	6,576	0.0	3,330,267	9,859	3,320,408	3,309,489	0.0	
	池沼	4,905,823	9,232,002	212,913	9,019,089	0.2	934,722	26,065	908,657	827,345	0.0	
山林	一般山林	984,604,464	2,269,366,059	192,691,066	2,076,674,993	55.6	37,713,998	3,166,241	34,547,757	34,547,608	0.2	
	介在山林	140,116	6,075,837	1,180,053	4,895,784	0.2	10,714,455	1,018,080	9,696,375	6,707,920	0.1	
	牧場	488,887	196,941	1,236	195,705	0.0	5,653	40	5,613	5,613	0.0	
	原野	161,784,102	179,036,331	26,093,507	152,942,824	4.4	2,210,091	259,235	1,950,856	1,901,314	0.0	
雑種地	ゴルフ場の用地	5,075,370	56,902,654	12,101	56,890,553	1.4	53,025,939	10,116	53,015,823	37,381,737	0.3	
	遊園地等の用地	1,000,939	5,037,316	8,640	5,028,676	0.1	9,930,847	3,407	9,927,440	6,893,367	0.1	
	単体利用	440,375	12,450,182	79,759	12,370,423	0.3	120,626,633	136,653	120,489,980	76,150,222	0.6	
	複合利用	小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		一般住宅用地		0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
		住宅用地以外		283,350	10	283,340	0.0	16,220,321	371	16,219,950	10,322,116	0.1
		計	355	283,350	10	283,340	0.0	16,220,321	371	16,219,950	10,322,116	0.1
その他の雑種地	269,746,314	114,022,342	4,993,362	109,028,980	2.8	1,215,539,103	2,367,647	1,213,171,456	819,779,522	6.3		
	計	276,263,353	188,695,844	5,093,872	183,601,972	4.6	1,415,342,843	2,518,194	1,412,824,649	950,526,964	7.4	
	その他	1,663,153,785										
	合計	3,155,413,083	4,083,504,953	295,791,714	3,787,713,239	100.0	19,215,899,257	47,481,318	19,168,417,939	7,409,434,590	100.0	

区 分 地 目		筆 数				単位あたり単価			
		非課税 地筆数 (筆)(リ)	評価総 筆数 (筆)(ヌ)	法定免税点 未満のもの (筆)(ル)	法定免税点 以上のもの (ヌ)-(ル) (筆)(ヲ)	(ヌ)の 構成比 (%)	平均価格 (ホ)/(ロ) (円/㎡)(ワ)		
田	一般田	83,853	388,875	30,926	357,949	6.5	102		
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0		
	介在田・市街化区域田	15,430	18,289	229	18,060	0.3	21,137		
畑	一般畑	93,508	981,512	101,608	879,904	16.3	56		
	勧告遊休田	0	0	0	0	0.0	0		
	介在畑・市街化区域畑	23,997	61,062	1,557	59,505	1.0	20,689		
宅 地	住宅用地 小規模住宅用地		1,727,935	46,572	1,681,363	28.6	37,917		
	住宅用地 一般住宅用地		1,028,771	19,079	1,009,692	17.0	24,024		
	商業地等(非住宅用地)		500,941	4,638	496,303	8.3	25,949		
	計	114,451	3,257,647	70,289	3,187,358	53.9	30,378		
塩 田		23	0	0	0	0.0	0		
鉱 泉 地		212	1,818	65	1,753	0.0	489,817		
池 沼		3,871	8,023	538	7,485	0.1	101		
山 林	一般山林	101,962	770,695	138,273	632,422	12.8	17		
	介在山林	458	13,713	4,710	9,003	0.2	1,763		
牧 場		5	168	3	165	0.0	29		
原 野		32,666	156,180	28,777	127,403	2.6	12		
雑 種 地	ゴルフ場の用地	875	16,822	66	16,756	0.3	932		
	遊園地等の用地	984	1,557	63	1,494	0.0	1,971		
	鉄 道 用 地	単体利用	2,094	27,500	146	27,354	0.5	9,689	
		複 合 利 用	小規模住宅用地		0	0	0	0.0	0
			一般住宅用地		0	0	0	0.0	0
			住宅用地以外		1,193	1	1,192	0.0	57,245
	計	4	1,193	1	1,192	0.0	57,245		
その他の雑種地	310,242	331,918	30,427	301,491	5.5	10,661			
計	314,199	378,990	30,703	348,287	6.3	7,501			
そ の 他		1,722,794							
合 計		2,507,429	6,036,972	407,678	5,629,294	100.0	4,706		

4 家屋総括表(県計)

区 分		納税義務者数 (人)	棟 数 (棟)	床 面 積 (㎡)	決定価格 (千円)	単位当たり価格 (円/㎡)
木造	総 数		1,328,116	130,936,447	3,177,750,277	24,269
	法定免税点 未満のもの		72,080	3,323,156	4,580,448	1,378
	法定免税点 以上のもの		1,256,036	127,613,291	3,173,169,829	24,866
非木造	総 数		550,335	145,913,733	5,758,771,750	39,467
	法定免税点 未満のもの		10,805	309,054	2,000,687	6,474
	法定免税点 以上のもの		539,530	145,604,679	5,756,771,063	39,537
計	総 数	1,253,229	1,878,451	276,850,180	8,936,522,027	32,279
	法定免税点 未満のもの	61,526	82,885	3,632,210	6,581,135	1,812
	法定免税点 以上のもの	1,191,703	1,795,566	273,217,970	8,929,940,892	32,684
非課税家屋			14,195	6,366,927		

(2) 建築年次区分による家屋に関する調

建 築 年 次						木造家屋		木造以外の家屋		計			
						床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)		
昭和	38	年	1	月	1	日	以前	13,492,753	26,581,699	2,804,447	28,328,757	16,297,200	54,910,456
	38	年	1	月	2	日	～ 昭和 41 年 1 月 1 日	2,412,487	12,174,440	2,384,393	25,565,993	4,796,880	37,740,433
	41	年	1	月	2	日	～ 44 年 1 月 1 日	3,491,008	25,706,096	3,973,814	42,833,064	7,464,822	68,539,160
	44	年	1	月	2	日	～ 47 年 1 月 1 日	5,085,028	52,278,248	6,528,525	77,438,364	11,613,553	129,716,612
	47	年	1	月	2	日	～ 50 年 1 月 1 日	6,373,408	90,114,300	7,768,527	120,188,258	14,141,935	210,302,558
	50	年	1	月	2	日	～ 53 年 1 月 1 日	6,769,757	101,549,957	6,384,993	117,648,647	13,154,750	219,198,604
	53	年	1	月	2	日	～ 56 年 1 月 1 日	7,453,716	113,131,202	6,935,736	136,403,106	14,389,452	249,534,308
	56	年	1	月	2	日	～ 59 年 1 月 1 日	6,714,024	104,004,319	7,145,751	167,151,865	13,859,775	271,156,184
	59	年	1	月	2	日	～ 62 年 1 月 1 日	6,481,019	101,983,348	8,908,612	239,472,093	15,389,631	341,455,441
	62	年	1	月	2	日	～ 平成 2 年 1 月 1 日	7,826,867	132,837,511	11,272,416	353,090,372	19,099,283	485,927,883
平成	2	年	1	月	2	日	～ 5 年 1 月 1 日	8,122,937	145,435,636	13,128,915	513,694,262	21,251,852	659,129,898
	5	年	1	月	2	日	～ 8 年 1 月 1 日	8,371,129	165,797,390	10,553,052	456,405,233	18,924,181	622,202,623
	8	年	1	月	2	日	～ 11 年 1 月 1 日	8,130,045	195,783,023	10,497,973	461,524,662	18,628,018	657,307,685
	11	年	1	月	2	日	～ 14 年 1 月 1 日	7,468,637	225,348,131	8,990,032	422,450,270	16,458,669	647,798,401
	14	年	1	月	2	日	～ 17 年 1 月 1 日	6,666,625	243,845,284	8,470,741	467,873,472	15,137,366	711,718,756
	17	年	1	月	2	日	～ 20 年 1 月 1 日	6,437,078	281,411,992	9,152,525	533,497,047	15,589,603	814,909,039
	20	年	1	月	2	日	～ 23 年 1 月 1 日	5,615,017	279,786,636	7,048,678	453,922,264	12,663,695	733,708,900
	23	年	1	月	2	日	～ 26 年 1 月 1 日	5,389,291	304,128,143	5,626,103	424,124,875	11,015,394	728,253,018
	26	年	1	月	2	日	～ 29 年 1 月 1 日	5,253,970	331,249,936	5,239,191	438,437,395	10,493,161	769,687,331
	29	年	1	月	2	日	～ 30 年 1 月 1 日	1,731,233	124,771,078	1,581,436	143,586,492	3,312,669	268,357,570
	30	年	1	月	2	日	～ 31 年 1 月 1 日	1,650,418	119,831,908	1,517,873	135,135,259	3,168,291	254,967,167
							(新增分)						
							合 計 (令和元年度総評価額等)	130,936,447	3,177,750,277	145,913,733	5,758,771,750	276,850,180	8,936,522,027

5 償却資産総括表(県計)

区 分 種 類		決定価格 (千円)	課税標準額 (イ)(千円)	(イ)の 構成比 (%)	課税標準額の内訳	
					課税標準の特例規定 の適用を受けるもの (ロ) (千円)	(ロ)以外のもの (千円)
を市町 定長が した価 格の等	構 築 物	782,326,914	763,422,756	16.9	13,871,198	749,551,558
	機 械 及 び 装 置	2,033,820,569	1,970,973,491	43.7	52,277,416	1,918,696,075
	船 舶	16,365,871	9,663,988	0.2	5,359,736	4,304,252
	航 空 機	1,535,121	1,535,121	0.0	-	1,535,121
	車 両 及 び 運 搬 具	25,926,272	25,153,145	0.6	617,847	24,535,298
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	513,821,336	512,828,268	11.4	785,276	512,042,992
	小 計	3,373,823,951	3,283,576,769	-	72,911,473	3,210,665,296
法第 九第 条三 百八 十	総務大臣が価格等を 決定し、配分したもの	1,219,852,443	1,192,614,899	26.4	-	-
	県知事が価格等を決 定し、配分したもの	37,872,533	34,797,501	0.8	-	-
	小 計	1,257,724,976	1,227,412,400	-	-	-
法第743条第1項の規定により 県知事が価格等を決定したもの		-	-	-	-	-
合 計		4,631,548,927	4,510,989,169	100.0	-	-
同上 内訳	市 町 分 の 額	-	4,510,989,169	100.0	-	-
	県 の 額	-	-	-	-	-

6 令和元年度提示平均価額市町一覧表

(単位:円)

市町名	区分	土 地			
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)
1 静岡市		82,283	47,536	※ 60,011	9,658
2 浜松市		101,217	60,364	31,309	※ 19,390
3 沼津市		91,452	42,754	49,134	21,684
4 熱海市		—	47,806	23,516	20,450
5 三島市		110,316	38,244	60,444	20,041
6 富士宮市		89,629	30,459	20,032	15,915
7 伊東市		78,043	37,611	13,981	16,602
8 島田市		104,680	62,136	25,606	20,986
9 富士市		91,905	47,621	31,928	18,978
10 磐田市		103,298	76,857	21,702	25,717
11 焼津市		100,845	55,310	25,466	17,107
12 掛川市		111,700	※ 70,018	16,789	25,974
13 藤枝市		98,842	48,376	33,153	19,359
14 御殿場市		74,778	34,043	27,172	16,440
15 袋井市		※ 107,786	59,947	20,157	26,859
16 下田市		110,091	48,087	19,187	14,978
17 裾野市		100,455	35,562	29,954	13,565
18 湖西市		114,754	75,348	19,241	24,940
19 伊豆市		120,395	56,320	15,098	20,256
20 御前崎市		105,060	80,587	9,214	28,669
21 菊川市		98,630	63,248	15,361	26,796
22 伊豆の国市		121,902	47,980	31,549	21,865
23 牧之原市		111,145	70,693	12,320	28,803

(単位:円)

市町名	区分	土 地			
		田 (千㎡当たり)	畑 (千㎡当たり)	宅地 (㎡当たり)	山林 (千㎡当たり)
24	東伊豆町	85,517	37,565	13,328	16,925
25	河津町	84,741	41,245	13,107	17,377
26	南伊豆町	93,975	41,271	8,975	15,879
27	松崎町	88,192	36,697	13,826	15,098
28	西伊豆町	96,945	45,998	16,645	16,927
29	函南町	117,637	48,231	27,841	24,164
30	清水町	103,992	77,314	62,604	23,599
31	長泉町	90,464	41,051	56,136	14,729
32	小山町	82,000	27,426	14,435	12,660
33	吉田町	122,240	80,207	17,678	28,495
34	川根本町	82,177	43,520	5,282	15,943
35	森町	107,457	54,208	11,683	22,916

(注1)「提示平均価額」とは、固定資産評価基準による適正な評価の実施及び市町村間での評価の均衡を確認するため、市町村内のすべての土地に係る評価の見込額を各市町村の総地積で除して求めるもので、市町村長が報告した基礎数値に基づき、指定市町村にあつては総務大臣が、指定市町村以外の市町村にあつては都道府県知事が算定し、市町村長に通知するものである。

(注2)表中の※は、「指定市町村」を表す。「指定市町村」とは、田・畑・山林にあつては都道府県において地形及び利用条件等が標準的な市町村、宅地にあつては都道府県庁所在地の市とされている。

